

## カード規定試案の制定経緯等

松本 貞夫

### 1. C Dカード規定試案〔昭和51年(1976年)10月制定〕

- ・昭和44年、現金自動支払機(CD)が導入され、これを利用する普通預金の払戻業務の開始
- ・全銀協では昭和48年2月の国民生活審議会の答申における「取引条件の明確化」等の提言の趣旨の早期実現をはかることを主眼として、同年以来各種の預金規定ひな型を制定——「CDカード規定試案」もその普及に伴い制定
- ・「ひな型」とせず「試案」にしているのは、①各銀行の採用機種の違いによる利用方法の相違、②今後の利用方法・範囲の拡大(他行提携等)の予想
- ・規定の位置付け——カードによる普通預金の払戻しは、窓口における通常の払戻方法の一部を変更する特約(普通預金規定の追加規定)
- ・規定の適用範囲はCDの利用に限定

#### 規定試案の主たる内容

- (1) 払戻手続の明示——人対機械の取引であることからCD機の操作方法の具体的説明
- (2) 1回当たりの払戻金額等——試案では「当行が定めた金額」
- (3) CD故障時の取扱い——停電、故障時の対応

#### 本試案における銀行の免責に関する条項

##### 6 (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったときまたは氏名(署名)、代理人、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当店に届出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

##### 7 (暗証照合等)

- (1) 支払機によりカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、預金を払戻しました場合には、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いました場合にも前項と同様とします。

## 2. カード規定試案〔昭和56年(1981年)4月〕

- ・現金自動預入機および現金自動預入払戻機の普及による預金の受入れに関する規定整備
- ・銀行間オンライン提携の進展による提携銀行の支払機を利用した預金払戻時の規定整備

### ○規定試案作成上の前提

- ・従来どおり規定方式、普通預金規定、総合口座取引規定の追加規定
- ・適用範囲 — 預入機ならびに支払機を使用した普通預金（総合口座取引の普通預金を含む）の預入れ・払戻し。

### ○免責規定についても、次のとおり提携銀行の支払機を利用した場合を追加したほか、一部を表現を修正したのみ。

#### 9 (暗証照合等)

- (1) 当行の支払機により、カードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金を払戻したうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお、提携銀行の支払機により払戻した場合、当行および提携銀行の責任についても同様とします。
- (2) 当行の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いました場合にも前項と同様とします。

(注) カード紛失時の届出前に生じた損害についての、当行は責任を負わないとする6条は8条として存続

## 3. 平成4年(1992年)4月改正

- ・貯蓄預金の取扱開始（普通預金と同様にカード利用可能）、自動振込機の開始（現金自動預金機、現金自動支払機、自動振込機の兼用機も登場）
- ・貯蓄預金の預入れ、払戻しおよび振込機を利用した振込の利用に関する規定の整備

### ○本「カード規定試案」における銀行の免責に関する規定

#### (1) 振込機の利用関係

##### 6条7項

振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 13条

当行の預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

### (2) 暗証照合関係

12条(旧9条)に1項として次を追加した。

カードは他人に使用されないように保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。

(注) 1. 従来の偽造、変造等に関する免責規定は2項以下に規定

2. カード紛失時の届出前の損害の関する規定は11条として存続

4. 平成6年(1994年)4月改正

- 平成6年12月、金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会法制懇談会報告書「電子資金取引に関する法整備について」が取りまとめられる。
- 本報告書では、論点として掲げられた法律的問題を解決するためには、①立法化が必要とする意見と②約款による対応で足り、立法化は時期尚早であるとする意見が両論併記された。
- 同報告書中の「無権限取引」に関して、「預金者に帰責事由のない完全な偽造カードによる預金の払戻しについては預金者の責任を問うべきではない」との指摘があり、この指摘に応える意味で銀行界が「カード規定試案」を改正した。

改正点

- (1) カード紛失時の電話による通知条項の新設 — 9条2項(旧11条)  
カードの紛失や盗難等の事故発生による預金の支払停止の迅速な措置
- (2) 偽造カードによる不正な預金払戻しに対する預金者保護のための免責条項の改正  
— 10条2項(旧12条)

当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。

- ・本条 2 項但書きによって銀行が免責を主張しない要件は、次の 3 点である。
  - ①払戻しが偽造カードによってなされたこと。
  - ②カードおよび暗証の管理について預金者に帰責事由がなかったこと。
  - ③上記 2 点について、銀行が確認できしたこと。

(注)

2 項本文についても、下線部分を旧規定では「当行の支払機または振込機によりカードを確認し」となっていたものを修正しているが、これは機械がカードを真正カードであると確認できる仕組がないことによるものと考えられる。

○カードによる無権利者に対する支払いと銀行の免責に関する規定内容の検討

- ・「カード規定試案」は、基本的に普通預金規定の追加規定と位置づけている。
- ・そこで、普通預金規定の免責約款をみると、次のようになっており、これをもとに「カード規定試案」の免責約款が作られたことが分かる

8 条（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ・いうまでもなく、銀行預金に関する関係規定の免責約款は、民法 478 条の債権の準占有者に対する弁済規定を銀行預金の払戻の場合にあてはめて具体化したものである。

以 上

## カード規定〔試案〕

1. (カードの利用) 普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行した〇〇〇〇カードおよび貯蓄預金について発行した〇〇〇〇カード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場所に利用することができます。
  - ① 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
  - ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
  - ③ 当行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
  - ④ その他当行所定の取引をする場合
2. (預金機による預金の預入れ) (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。  
(2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。  
(3) 当該預金口座について初めてカードによる預入れがあった場合には、「〇〇〇〇現金自動預金機専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「〇〇〇〇ご利用明細」を綴り込んで保管してください。
3. (支払機による預金の払戻し) (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。  
(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。  
(3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額および同条第2項に規定する払戻回数超過手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
4. (振込機による振込) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻

し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (自動機利用手数料等) (1) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合は、当行および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。  
(2) 支払機または振込機を使用して貯蓄預金の払戻しをする場合（第7条第2項により当行本支店の窓口でカードにより貯蓄預金の払戻しをする場合を含みます。）、当該貯蓄預金の払戻し（通帳および払戻請求書の提出による払戻しを含みます。）が毎月1日から月末日までの1か月間に○回をこえるときは、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金規定に定める払戻回数超過手数料をいただきます。  
(3) 自動機利用手数料または払戻回数超過手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。  
(4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込) (1) 代理人（本人と生計をともにする親族○名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出してください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。  
(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。  
(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。
7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い) (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。  
(2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。  
(3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。  
(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入) カードにより預入れた金額、払戻し

カード規定〔試案〕

た金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額または払戻回数超過手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額、払戻回数超過手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

9. (カードの紛失、届出事項の変更等)
  - (1) カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出してください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出してください。
  - (3) 氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
  - (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
10. (暗証照合等)
  - (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。
  - (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
  - (3) 当行の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いました場合にも前項と同様とします。
11. (預金機・支払機・振込機への誤入力等) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。
12. (解約、カードの利用停止等)
  - (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることができます。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第13条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

13. (譲渡、質入れ等の禁止) カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

14. (規定の適用) この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

以上